

# 大分県報

令和四年

第三二九号

七月二十九日

（金曜日）

## 目次

### 告示

令和四年度県民健康づくり実態調査の実施……………一

道路区域の変更……………一

道路の供用開始……………二

電線共同溝を整備すべき道路の指定……………二

### 監査委員告示

外部監査人補助者に関する告示……………二

### 企業局訓令

大分県企業局事務決裁規程の一部改正……………三

## ○告示

## 示

### 大分県告示第三百二十六号

大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、県民健康づくり実態調査を次のとおり実施する。

令和四年七月二十九日

大分県知事 広瀬 貞

### 一 調査の目的

大分県新長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の主要施策である「健康寿命日本一」を実現するため、生活習慣等の健康に関する意識・行動の現状を把握し、市町村の地域差を明らかにすること及び健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第八条に基づく大分県健康増進計画策定にかかる基礎資料を得ることを目的とする。

### 二 調査範囲

県内に居住する二十歳以上の者から性別・年齢階層別に市町村ごとに抽出した約七千人

### 三 調査事項

1 食習慣及び食物摂取頻度

2 治療状況

3 健康状況

4 運動

5 栄養・食生活

6 がん検診

7 こころの健康

8 たばこ

9 歯

### 四 調査期間

令和四年十月三日から同月二十八日まで

### 五 調査方法

郵送による調査により行う。

### 大分県告示第三百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年七月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道別府一	由布市湯布院町川西字古ヤシキ一 三三七番一地先内	前	七・二メートル 五・二	六〇・〇
		後	二八・〇 一・一・六	六〇・〇

令和四年七月二十九日

大分県報 (告示・監査告示)

二

の宮線			
由布市湯布院町川西字古ヤシキ一三五六番三一地先内	前	五・一 四・七	三〇・〇
由布市湯布院町川西字古ヤシキ一三五六番三一地内	後	九・八 四・八	三〇・〇
由布市湯布院町川西字古ヤシキ一三九六番四地先内	前	六・八 六・六	三二・〇
由布市湯布院町川西字古ヤシキ一三九六番一八地内	後	一・三 六・七	三二・〇

大分県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年七月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道別府一の宮線

由布市湯布院町川西字古ヤシキ一三三三番四から  
由布市湯布院町川西字古ヤシキ一三三五番一まで  
由布市湯布院町川西字古ヤシキ一三五六番三一地内  
由布市湯布院町川西字古ヤシキ一三九六番一八地内

令四・七・二九

県道飯田高原中村線

玖珠郡九重町大字田野字二俣木六八三番一一地先から  
玖珠郡九重町大字田野字二俣木六八三番二六地先まで

大分県告示第三百二十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のように電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和四年七月二十九日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	指定の区分
一般国道五〇〇号	別府市石垣西一〇丁目一〇〇番三四四から 別府市石垣西一〇丁目一〇〇番三五八まで	上下線

○監査委員告示

大分県監査委員告示二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項後段の規定による監査の事務の補助についての外部監査人との協議が、次のとおり調った。

令和四年七月二十九日

大分県監査委員	長谷尾 雅通
大分県監査委員	長野 恭子
大分県監査委員	鷺海 豊
大分県監査委員	戸高 賢史

一 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所	資格等
染矢 堯志	大分市東春日町六番六アステイオン春日八〇七	公認会計士
丹宗 英樹	大分市東鶴崎三丁目四番一四号	公認会計士
近藤 茂之	大分市中島西二丁目七番二四号ハイシティ中島二〇三号	公認会計士
膳所 雄一	福岡市中央区薬院二丁目三番一〇号二〇四号	公認会計士
谷畑 香奈子	大分市大字篤野八四二番地の一七	

二 監査の事務を補助できる期間

令和四年八月一日から令和五年三月三十一日まで

# ○企業局訓令

大分県企業局訓令第五号

本 局  
事 業 所

大分県企業局事務決裁規程（平成二年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年七月二十九日

大分県企業局長 磯 田 健

別表第二の二の表の委託に関するもの（単価契約の締結に関するものは除く。）の項の総務課長の欄中「三〇〇万円」及び「五〇〇万円」を「一、〇〇〇万円」に改める。

別表第三の五の項の事業所の長の欄に次の一号を加える。

三 所掌事務に係る証明を行うこと。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和四年七月二十九日

大分県報（企業局訓令）